

昭和六十二年九月十六日受領
答 弁 第 二 五 号

内閣衆質一〇九第二五号

昭和六十二年九月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員滝沢幸助君提出尾瀬分水反對に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員滝沢幸助君提出尾瀬分水反対に関する質問に対する答弁書

一について

尾瀬分水は、自然保護との調和及び流域変更という問題を含んでいるため、関係県の意見を十分尊重して対応してまいりたい。

二について

政府は、おおむね昭和七十五年を目標年次とする第四次全国総合開発計画（以下「四全総」という。）を、昭和六十二年六月三十日に閣議決定したところである。

この四全総においては、東京圏への諸機能の集中を抑制し、分散を促進するため、工業の分散・再配置政策の推進、政府機関の移転再配置等の検討、推進などの施策を示すとともに、地域別人口については、計画期間後半には、東京圏から地方圏へ人口純流出となることを目指

し、昭和七十五年の東京圏の人口の目標を三千三百万人程度と設定したところである。

三について

首都圏の水需要の大半は、利根川水系及び荒川水系によつて賄われている。両水系における水資源開発は、「水資源開発基本計画」に基づき従来から積極的に実施してきており、今後ともその促進に努めてまいりたい。

四について

尾瀬については、我が国を代表する優れた自然の風景地として、その厳正な保護を図つてい
る地域であり、今後とも、自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)第十二条第一項の公園
計画に基づき、適切に保全してまいる所存である。

五について

只見川、阿賀野川等の流域においては、大川ダム等の治水事業の推進のほか、野岩鉄道会津

鬼怒川線の開通（昭和六十一年十月九日）、道路事業についても東北横断自動車道（いわき新潟線）等の整備がなされているところであり、これらを踏まえ、本地域の総合的な開発振興に向けての取組が今後一層進められていくものと考えられる。

国としても、地元地方公共団体等との連携の下、所要の事業の推進を図る等、豊かな地方定住の場の形成に向けて、鋭意取り組んでまいり所存である。

右答弁する。